

韮崎市文化ホール使用料

大 ホ ー ル

区 分		使 用 料						
		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜	全 日	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
大 ホ ー ル	入場料を徴収しないで使用する場合	平 日	円 15,750	円 23,620	円 31,500	円 39,370	円 55,120	円 63,730
		日曜日、土曜日 及び休日	19,630	29,500	39,370	49,140	68,880	79,590
	1,000円以下の入 場料を徴収して使 用する場合	平 日	20,470	30,660	40,950	51,130	71,610	82,840
		日曜日、土曜日 及び休日	25,510	38,320	51,130	63,840	89,460	103,420
	1,000円を超え 3,000円以下の入 場料を徴収して使 用する場合	平 日	26,770	40,110	53,550	66,880	93,660	108,360
		日曜日、土曜日 及び休日	33,280	50,080	66,880	83,370	116,970	135,130
	3,000円を超える 入場料を徴収して 使用する場合	平 日	31,500	47,250	63,000	78,750	110,250	127,570
		日曜日、土曜日 及び休日	39,270	59,010	78,750	98,280	137,760	159,280
	楽 屋	大 ホ ー ル 楽 屋 1	1,260	1,260	1,260	2,520	2,520	3,780
		大 ホ ー ル 楽 屋 2	630	630	630	1,260	1,260	1,890
大 ホ ー ル 楽 屋 3		630	630	630	1,260	1,260	1,890	
大 ホ ー ル 楽 屋 4		630	630	630	1,260	1,260	1,890	
大 ホ ー ル 楽 屋 5		630	630	630	1,260	1,260	1,890	

備 考

- (1) 「平日」とは月曜日から金曜日まで(2)に規定する休日を除く。)をいう。
- (2) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- (3) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場料の対価として徴収するものをいう。
- (4) 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- (5) 入場料を徴収しないでホールを営業活動のために使用する場合の使用料の額は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額。その他施設を営業活動のために使用する場合の使用料の額も同様とする。ただし、会議室を営業活動のために使用する場合の使用料の額は、100分の200に相当する額、美術展示室を営業活動のために使用する場合の使用料の額は、100分の300に相当する額とする。
- (6) ホールを専ら練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額(5)に該当する場合にあっては、(5)において算出された額)の100分の70に相当する額とする。
- (7) 許可された使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、超過1時間について、1に定める使用料の額を基準として市長が別に定める額(付属設備等の使用料を除く。)の100分の120に相当する額とする。
- (8) (5)、(6)及び(7)において算出された使用料の額に10円未満の端数があるときは、切捨てる。